Ⅱ　平成22年度における政策評価の取組（トピック）

1　政策評価の機能強化の取組

「行政評価等プログラム」（平成 22 年４月総務省）に掲げられた行政評価機能の抜本的強化方策に係る取組の方向性に沿って、政策評価の機能強化として、以下の取組等を実施している。

(1)　政策評価に関する情報の公表

国民への説明責任を徹底するとともに、政策評価に対する国民の信頼を一層高めるため、基本方針に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえ、評価書の作成や情報の公表についての標準的な指針を定める「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年５月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）を策定した。

政策評価に関する情報の公表に関するガイドラインの主な内容

1　各行政機関は、政策に関する情報を国民に提供し、外部からの検証可能性を確保するため、評価の過程において使用したデータ、文献等のバックデータの概要、又はその所在情報に関する情報を評価書に記載

○　意識調査等については、調査方法、質問用紙及び使用した集計表の所在情報

○　公的統計その他のデータを加工して効果等を予測・検証したものについては、計算方法及び計算結果とともに、使用したデータの所在情報

○　個々の公共事業の評価については、

・　需要等の予測モデル、予測に用いたデータ及び予測結果の所在情報

・　費用便益分析に使用した公的統計その他のデータの所在情報

・　費用便益分析マニュアル等の公表

2　各行政機関における学識経験者等からなる政策評価に関する会議の原則公開

3　本ガイドラインが定着するまでの間、総務省はフォローアップを実施

(2) 事前評価の拡充等

ア　租税特別措置等に係る政策評価の導入

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、租税特別措置の抜本的な見直しの方針が示される中で、政策評価を厳格に行うことが明記された。これを踏まえ、平成 22 年５月、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号。以下「法施行令」という。）及び「政策評価に関する基本方針」の改正並びに「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年５月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）の策定により、租税特別措置等に係る政策評価を導入した。

これらの規定に基づき、各行政機関は、平成 23 年度税制改正要望に際し、租税特別措置等に係る政策評価を実施した。

租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

1　事前評価

法人税、法人住民税又は法人事業税について租税特別措置等の新設、拡充又は延長を行おうとする際には、事前評価を行わなければならないとされている（法第９条並びに法施行令第３条第７号及び第８号）。

また、上記以外の税目についての租税特別措置等の新設、拡充又は延長を行おうとする際には、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとするとされている（基本方針Ｉ－４－キ）。

2　事後評価

法人税、法人住民税又は法人事業税についての租税特別措置等に係る政策については、基本計画（法第６条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。）において必ず事後評価の対象として明記することとされている（基本方針Ｉ－５－カ）。

また、上記以外の税目についての租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとするとされている（基本方針Ｉ－５－カ）。

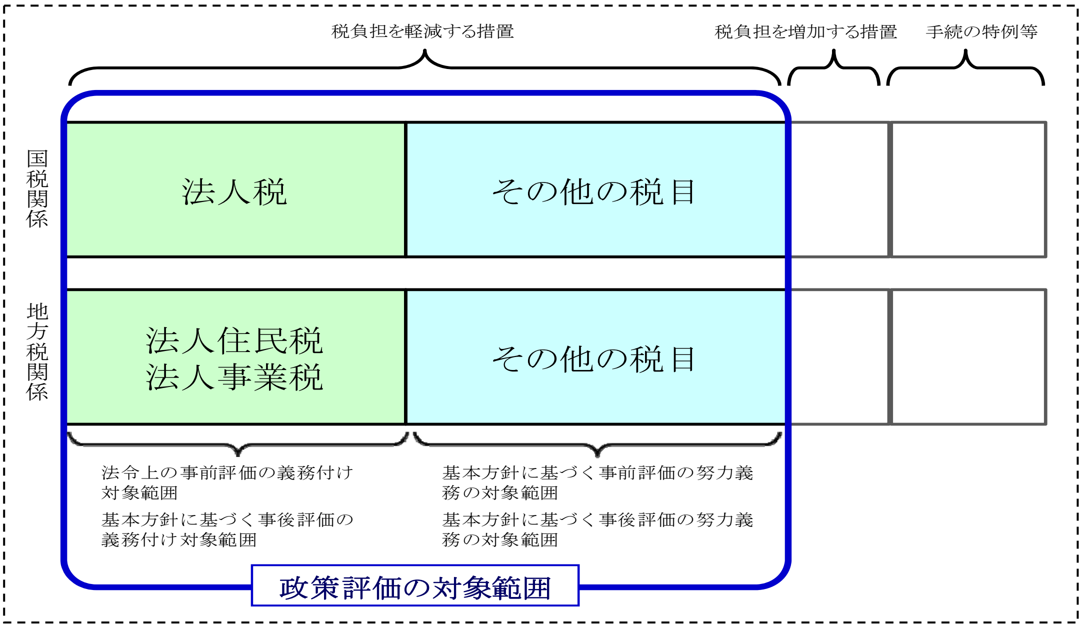

総務省においては、これらの政策評価が税制改正作業における具体的な検討に資する内容となっているかどうかについて、上記「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」に沿って点検を実施した。対象とした政策評価は、13の行政機関に係る219件であり、平成22年10月21日に点検結果を税制調査会（平成22年度第２回租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し及び課税ベースの拡大等の検討に関するプロジェクトチーム）に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表したところである。

上記の点検結果においては、

・　全ての租税特別措置等に係る政策評価について、上記ガイドラインに沿った分析・説明がなされていない部分があること

・　税収減を是認するような効果の分析・説明が不十分なもの、租税特別措置等の効果を適切に測ることができない指標を設定しているものが目立つこと（＝政策目的に向けた手段としての「有効性」に関する分析・説明が不十分）

等を指摘した上で、今後の課題として、不十分な点が目立った「有効性」に関する分析・説明等を充実させ、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な検討に資するものとなるよう、評価の改善に努めるとともに、国民への説明責任の徹底を図ることが必要であること等を指摘している。（点検結果の詳細については、後記Ⅴ（229ページ以下）参照）

イ　規制による競争状況への影響分析

規制によって市場における競争にどのような影響が生じるかを把握・分析することにより、的確かつスムーズな政策決定を行うための判断材料を提供するとともに、規制をめぐる国民的議論に有用な情報を提供できるようにするため、平成22年４月26日から、規制による競争状況への影響分析について、公正取引委員会の協力を得て、試行を開始している。

(3) 目標管理型の政策評価の改善方策に係る検討

目標管理型の政策評価（注１）について、行政事業レビューと連携しつつ、各行政機関の政策のミッションの明確化・体系化及びメリハリのある分かりやすい政策評価の実現等に向けた検討を進めている。（注２）

（注１）「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

（注２）今後の取組については、真に役立つ機能への重点化という観点から、東日本大震災への対応に配慮しつつ、平成23年度に改善方策の試行的な取組を行った上で、当該取組の実施状況、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、検討することとしている。

２　評価結果の政策への反映

(1) 公共事業等における休止又は中止事業数、総事業費等

ア　平成 22 年度の中止事業数、総事業費

法第７条第２項においては、事業採択後、５年経過しても着工していない（未着手）、又は 10 年経過しても完了していない（未了）公共事業や政府開発援助等を対象に再評価を行うことが義務付けられている。

これに該当するものを始めとして、評価の結果を踏まえ、平成 22 年度に中止することとされた事業等は、表２のとおり、４行政機関で計９事業、総事業費ベースで計 980.8 億円（昨年度は、14 事業の休止又は中止、2,594.1 億円）となっている。また、９事業の中止に係る残事業費は、255.8 億円（昨年度の残事業費は、1,666.6 億円）である。

表２　平成 22 年度に中止とされた事業等　（単位：億円）

事業名	個別事業名等（都道府県等）	分類	総事業費	残事業費
外務省　１事業　（総事業費計 159.16 億円）				
政府開発援助	北カランプラ超臨界火力発電所建設計画（Ｉ）（インド）	中止	159.16	159.16
厚生労働省　４事業　（総事業費計 802.7 億円）				
水道水源開発等施設整備事業	阪神水道企業団（兵庫県）	中止	137.50	30.63
	大津市（滋賀県）	中止	2.22	0.47
	大阪府（大阪府）	中止	653.72	50.81
水道水源開発等施設整備事業 高度浄水施設等整備事業	松江市（島根県）	中止	9.27	2.75
農林水産省　１事業　（総事業費計 13.9 億円）				
水産物供給基盤整備事業	相川（新潟県）	中止	13.90	10.99
国土交通省　３事業（総事業費計 5.03 億円）				
住宅市街地基盤整備事業	豊島四丁目地区内多目的広場（東京都）	中止	4.68	0.67
	豊島四丁目地区内道路（東京都）	中止	0.33	0.33
	豊島四丁目地区内下水道（東京都）	中止	0.03	0.03
合計	９事業	―	980.79	255.84

（注）１　外務省の総事業費は、供与限度額である。

２　総事業費の記載に当たっては、百万円未満について四捨五入して記載しているため、厚生労働省及び国土交通省における総事業費計と個別事業の総事業費の総計は一致しない。

イ　法施行後における休止等事業数、総事業費等

法が施行された平成 14 年度から 22 年度までの９年間で休止又は中止することとされた公共事業等は、表３のとおり、計 250 事業、総事業費等の累計は約 4.2 兆円に上っている。

表３　法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費等

（単位：億円（上段)、事業数（下段)）

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成14	―	―	338 （８）	―	11,353 (37)	11,691 (45)
15	505 （４）	194 （２）	14 （１）	1,217 （３）	6,940 (43)	8,870 (53)
16	481 （３）	68 （１）	17 （３）	1,430 （２）	1,330 (16)	3,326 (25)
17	―	1,540 （５）	238 (13)	435 （１）	6,188 (22)	8,401 (41)
18	―	1,398 （８）	56 （３）	685 （４）	919 (13)	3,058 (28)
19	60 （１）	186 （３）	59 （４）	―	324 （５）	629 (13)
20	―	722 （３）	37 （４）	335 （３）	1,722 (12)	2,816 (22)
21	―	21 （２）	49 （３）	171 （１）	2,353 （８）	2,594 (14)
22	159 （１）	803 （４）	14 （１）	―	5 （３）	981 （９）
合計	1,205 （９）	4,932 (28)	822 (40)	4,273 (14)	31,134 (159)	42,366 (250)

(2) 一般分野の政策における反映の例

一般分野の政策（注）のうち、評価結果を踏まえて、政策の統合を行ったものや制度等の改正を行ったものなどの例は、表４のとおりである。

（注） 本報告において、「一般分野の政策」とは、法において事前評価が義務付けられている特定５分野（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）を除く政策をいう。

表４ 一般分野の政策における反映の例

区 分	評価対象政策	評価結果を踏まえた政策への反映状況（主なもの）
政策（事業）の統合を行ったもの	ハローワークにおける正社員就職増大対策の推進〔厚生労働省〕	非正規労働者の正社員化は、社会的に求められているところであり、非正規労働者数の推移の状況等を勘案し、引き続き正社員就職増大を図る必要があるものの、本事業の主な業務である正社員求人確保の実施方法の効率化を図るため、本事業の予算概算要求を取りやめ、平成 23 年度から求人全般の開拓を行う求人開拓事業に当該業務を統合することとした。
制度等の改正を行った（行うこととした）もの	個人投資家の参加拡大〔金融庁〕	個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に向けた環境整備や適切な投資機会の提供などに取り組み、一定の成果が得られたものの、個人の金融資産の半分は依然として現金・預金であり、諸外国に比べて高い比率であることなどから、取組の充実・改善や新たな施策の検討等に一層取り組んでいく必要があるという評価結果を踏まえ、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る 10%軽減税率の２年延長等を盛り込んだ税制改正法案の国会提出等を行った。
	安全・安心で豊かな学校施設・設備の整備推進〔文部科学省〕	安全・安心で豊かな学校施設を確保するためには、耐震化が必要不可欠であり、そのほかにも老朽化への対応が求められているという評価結果を踏まえ、公立学校施設の耐震化等をより一層推進するため、「安全・安心な学校づくり交付金」を廃止し、補助対象範囲の拡充や使いやすさの向上など地方公共団体の要請を踏まえた「学校施設環境改善交付金」を創設した。

課題解決のために必要な予算要求等を行ったもの	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 〔国家公安委員会・警察庁〕	街頭犯罪・侵入犯罪を含む刑法犯の認知件数は、平成 21 年度中は約 167 万件と、120 万件前後で推移していた昭和 40 年代を大きく超える水準にあり、また、子どもや女性を被害者とする犯罪についても、いまだ発生が後を絶たず予断を許さない状況にあることから、引き続き犯罪予防対策を推進する必要があるという評価結果を踏まえ、街頭防犯カメラ整備パイロット事業や防犯ボランティア支援事業の推進のための経費を新規に要求した。
	消防防災体制の充実強化 〔総務省〕	火災被害の中心がデパート等の大規模事業所から小規模事業所、福祉施設、一般住宅等に移っており、火災予防に係る規制体系を再構築し、その実効性の向上を図ることが課題となっているという評価結果を踏まえ、シミュレーション、実態調査、検討会の開催等により各種建築物等における防火安全性能の評価・認証システム、消防用機器等の公的認証制度、新たな公表制度等の構築等を行うための経費を新規に要求した。

３　各行政機関における特徴的な取組

各行政機関は、法、基本方針、基本計画等に基づき、政策評価について着実に取り組んでいるところである。

ここでは、各行政機関における特徴的な取組の一例として、実績評価方式における目標、指標等について、評価書において分かりやすい形で整理・一覧化等を行っている事例を紹介する。

〔厚生労働省〕

厚生労働省では、施策の企画立案により役立つ政策評価を目指し、かつ、国民にも評価の前提や根拠等が伝わる評価書とするため、平成 22 年度に評価書の様式を変更し、関連施策も含めた施策の全体像や施策の枠組み、関連指標、関連事業が把握しやすい記載となるよう努めている。政策体系については、基本目標の下に施策大目標、中目標、小目標という用語の整理を行い、施策中目標及び政策小目標それぞれについて指標を一覧で分かりやすく記載するとともに、評価書の添付資料である「別図政策体系」において、施策小目標の達成手段となる予算事業名を網羅的に記載している。

また、施策中目標の単位で、対応する予算額（決算額）を明らかにしている。

【平成 22 年度実績評価書】

政策体系上の施策中目標の位置付け

平成２２年度 実績評価書（平成２１年度の実績の評価）

「日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること」について

基本目標Ⅰ　安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標１　地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

施策中目標１　日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

↓

施策中目標の下の施策小目標一覧

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標１）医療計画に基づく医療連携体制を構築すること
（施策小目標２）救急医療体制を整備すること
（施策小目標３）周産期医療体制を確保すること
（施策小目標４）小児医療体制を整備すること
（施策小目標５）災害医療体制を整備すること
（施策小目標６）へき地保健医療対策を推進すること
（施策小目標７）病院への立入検査の徹底
（施策小目標８）医療法人等の経営の安定化を図ること
（施策小目標９）病院における温暖化対策の推進

↓

施策中目標のアウトプット指標及びアウトカム指標

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	在宅で死亡する者の数 （前年以上/毎年）	132,702	131,854	136,437	144,771	集計中
	達成率	104.1%	99.3%	103.5%	106.1%	
2	心肺停止の一ヶ月後の生存率（上段）・社会復帰率（下段） （前年以上/毎年）	7.2% 3.3%	8.4% 4.1%	10.2% 6.1	10.4%	集計中
	達成率					
アウトプット指標						
5	病院の耐震化率 （78.1%/26 年度）					
	達成率					

施策小目標のアウトプット指標及びアウトカム指標

（１）施策小目標１「医療計画に基づく医療連携体制を構築すること」関係

（指標・目標値）

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	在宅で死亡する者の数（前年以上/毎年） ※施策中目標に係る指標１と同じ	132,702	131,854	136,437	144,771	集計中
達成率		104.1%	99.3%	103.5%	106.1%	%
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	地域連携診療計画管理料の算定回数(6 月算定分)（前年度以上/毎年度）	－	8	247	1,133	集計中
	達成率	-%	-%	3087.5%	458.7%	%
3	地域医療支援病院数（前年度以上/毎年度）	114	153	186	226	267
	達成率	125.3%	134.2%	121.6%	121.5%	118.1%

【評価書添付資料　別図政策体系】

①施策目標番号	②責任課室（課室長名）	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標（アウトカム指標は網掛け）		⑦目標値（達成水準／達成時期）	⑧最新値（年度）【達成率】
基本目標Ⅰ　安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること								
Ⅰ－1－1	医政局指導課（指導課長：新村和哉）	Ⅰ－1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	Ⅰ－1－1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること		＜施策中目標に係る指標＞			
					1	在宅で死亡する者の数	前年以上/毎年	144,771人（20年）【106.1%】

施策小目標の達成手段となる予算事業名一覧

施策小目標１	医療計画に基づく医療連携体制を構築すること	・医療連携体制推進事業 ・医師派遣等推進事業 ・地域医療確保対策経費 ・公的病院特殊診療部門運営費 ・民間病院特殊診療部門運営費 ・医療施設等施設整備費 ・医療提供体制施設整備交付金 ・医療施設等設備整備費 ・医療提供体制設備整備費

〔国土交通省〕

国土交通省では、政策目標ごとに業績指標とその目標値を設定し、定期的に業績を測定して目標の達成度を評価する「政策チェックアップ（実績評価方式）」を中心的な評価方式として、政策評価を実施している。

政策チェックアップの対象は、国土交通省の主要な行政目的に係る全ての政策であり、いわゆる政策評価体系として、国土交通省政策評価基本計画に３分野（「暮らし・環境」、「安全」、「活力」）－13 政策目標－47 施策目標を定めている。さらに施策目標の下には、国土交通省事後評価実施計画において、業績指標を設定（233 指標：平成 22 年７月 23 日公表）している。

政策チェックアップの実施手順は、対象となる政策について、国民にとっての成果（アウトカム）という観点から横断的かつ体系的に政策目標を整理・一覧化した上で業績指標と目標値を設定し、施策ごとに政策チェックアップを実施するとしている。

政策チェックアップの施策評価における業績指標及び目標値の設定とその測定・評価結果の例は次のとおりである。

＜平成 21 年度政策チェックアップ評価書（平成 22 年７月 23 日）（抜粋）＞

分野、目標、指標

○暮らし・環境

政策目標２　良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

施策目標３　総合的なバリアフリー化を推進する

高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。

業績指標

16　共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

業績指標ごとの実績値、評価結果等一覧

平成２１年度政策チェックアップ結果一覧表（抜粋）

A　業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示している
B　業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していない
C　判断できない

1　施策の改善等の方向性を提示
2　現在の施策を維持
3　施策の中止（施策は継続するが、業績指標のみ廃止する場合を含む）

○政策目標(アウトカム) ○施策目標(評価の単位) ○業績指標※太字は「社会資本整備重点計画第2章」の指標			業 績 目 標								重要政策			
			初期値	(年度)	平成21年度実績 実績値	(年度)	評価	前年度評価	目標値	(年度)	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現														
3 総合的なバリアフリー化を推進する														
旧016	15 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化)	①	29%	平成15年	36.9%	平成20年	B−1	C−1	56%	平成22年		★		★
		②	6.7%	平成15年	9.5%	平成20年	B−1	C−1	17%	平成22年		★		★
旧01	16 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率		10%	平成15年	16%	平成20年	A−1	C−1	19%	平成22年		★		★
旧018	17 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合		12%	平成15年度	15%	平成20年度	B−1	B−1	30%	平成22年度	★	★		

評価書の記載内容（抜粋）
―評価と見直し事項―

業績指標１６
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

評価	
Ａ－１	目標値 ： 19% （平成22年） 実績値 ： 16% （平成20年） 初期値 ： 10% （平成15年）

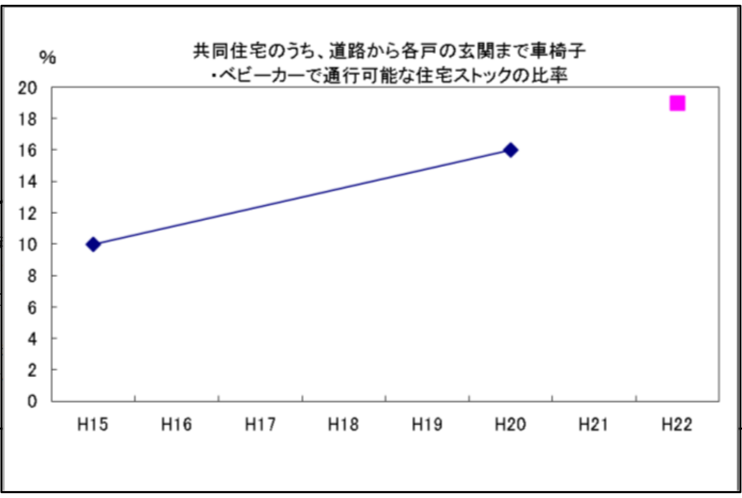

（指標の定義）
道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行
※Ａ：道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカー
※Ａ及びＢはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数
（目標設定の考え方・根拠）
高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住
成困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン
９月１９日閣議決定「住生活基本計画（全国計画）」）
目標値を設定
（外部要因）
新規住宅着
（他の関係主
なし
（重要政策）
【施政方針
なし
【閣議決定
・住生活基本
・新成長戦略
（２）ラ
【閣決（重
なし
【その他】
・国土交通省
Ⅲ 住宅
２．急
～少

過去の実績値
Ｈ１５
１０％

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
本業績指標は、５年に一度実施される「住宅・土地総合調査」により把握している（直近は H20 に実施）。平成２１年度の実績値は把握できないものの、本業績指標は、平成１５年度から平成２０年度のトレンドとしては着実な上昇を示しており、現時点においては、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。
（事務事業の実施状況）
○ 共同住宅の共用部分におけるユニバーサルデザイン化
・ バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅の供給を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標の達成に向けて順調に推移しており、住宅のバリアフリー施策をより一層推進していくため、高齢者等の生活を支援する施設を公的賃貸住宅と一体的に整備する事業等を支援する高齢者等居住安定化推進事業の創設や、住宅のバリアフリー改修税制等の延長など、平成２２年度に新たな措置を講じることとしていることから、Ａ―１と評価した。今後も、税制や予算の拡充等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。

平成２２年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成２２年度）
- 高齢者等居住安定化推進事業を創設し、高齢者等の生活を支援する施設を公的賃貸住宅と一体的に整備する事業や高齢者等の居住の安定確保のための先導的な取組みを支援する。
- 高齢者向け優良賃貸住宅等の整備を促進するため、地域優良賃貸住宅（高齢者型）の供給計画を都道府県知事が認定する際の床面積基準について、地方公共団体が高齢者居住安定確保計画において別に基準を定めて緩和する場合、当該基準を満たす地域優良賃貸住宅（高齢者型）を社会資本整備総合交付金（基幹事業）の対象とする。
- 高齢者向け優良賃貸住宅等のうち、既存住宅の改良によって高度なバリアフリー化がなされるものについて、補助限度額を優遇する仕組みとすることにより、既存ストックの有効活用による高度にバリアフリー化された高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備を誘導する。